

回覧

大船町内会会員の皆さまへ

令和 5 年 10 月 7 日

大 船 町 内 会
会 長 田子祐司

町内会長の改選について(告示)

標記に関し、「大船町内会会則」に従い、現会長は令和 6 年 3 月末日を以て 2 ヶ年の任期が満了となります。会長の改選手続を下記の通り進めますので、次期会長選への立候補者を町内会会員より募集します。次期会長の任期は令和 6 年 4 月 1 日から 2 ヶ年となります。

記

1.町内会長選挙管理委員会の設置

大船町内会会則第 16 条 1 項の定めに従い、次期町内会長の選出選挙を行うため、令和 5 年 10 月 7 日(土)常任委員会内に次期町内会長選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という)を設置し、選挙手続を進めます。

- 1) 選挙管理委員は常任委員会各部長 5 名とし、委員会を構成します。
- 2) 選挙管理委員長は総務部長とします。
- 3) 選挙管理委員会は選挙後、解散します。

2.町内会長選挙への立候補者資格

- 1)大船町内会の会員
- 2)10 名以上の大船町内会会員の推薦を得た者(推薦者は 1 世帯に 1 名)

3.立候補届け出の締め切り等

- 1)立候補の届け出期限は、令和 5 年 11 月 9 日(木)とします。
- 2)町内会長選挙に立候補しようとする者は、所属ブロックの常任委員に申し出、「大船町内会長選挙 立候補届」(見本添付)を受け取り、所定の事項をすべて記入し、令和 5 年 11 月 9 日(木)までに所属ブロックの常任委員に提出してください。
- 3)常任委員は 11 月 11 日(土)常任委員会にて選挙管理委員会に提出してください。

4.選挙等

- 1)立候補者が複数の場合は、選挙管理委員会が選出方法を定め、選出選挙の告知を改めて行います。
- 2)立候補者が一人の場合は、11 月 11 日(土)常任委員会にて信任決議を行い、次期会長の職務を遅滞なく遂行できるよう図ります。
翌年 3 月 16 日(土)の期末班長会(総会)にて信任決議を行い、選任します。
- 3)立候補者がいない場合は、11 月 11 日(土)に常任委員会内に次期町内会長推薦委員会を設置し、町内各種団体等各方面の方々意見を伺い適任者を選出し、12 月 9 日(土)の常任委員会において会長推薦者 1 名を決定し、翌年 3 月 16 日(土)の期末班長会(総会)にて信任決議を行います。

以上